

東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正（学校教育法の改正に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 指定学校 (指定学校等の定義)</p> <p>第2条 この規則において「指定学校」とは、次の各号の1に該当する施設をいう。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあっては、旅客鉄道会社の指定を受けた学校に限る。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 指定学校 (指定学校等の定義)</p> <p>第2条 この規則において「指定学校」とは、次の各号の1に該当する施設をいう。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による小学校・中学校・<u>義務教育学校</u>・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあっては、旅客鉄道会社の指定を受けた学校に限る。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成28年4月1日から施行する。